

受企相第168号

平成29年3月31日

開かれた市政をつくる市民の会
会長 八村 輝夫 様

鳥取市長 深澤 義彦

新本庁舎建設工事発注方法に関する公開質問状（回答）

（対2017年3月8日付け）

このことについて、別紙のとおり回答します。

【陳情・要望に関する担当】

鳥取市尚徳町116番地 鳥取市役所本庁舎
企画推進部地域振興局市民総合相談課 有田

TEL 0857-20-3158

E-mail shiminsoudan@city.tottori.lg.jp

新本庁舎建設工事は、専門的な立場でご議論いただいた「鳥取市新本庁舎建設工事発注方法等検討委員会（以下「検討委員会」という。）」の提言と市議会の議論を尊重して、発注する考えです。

なお、個別の質問事項については、以下のとおり回答します。

【質問（１）】

検討委員会の提言書には「高い技術力が必要な工事」として庁舎棟建築工事等の三区分の工事が挙げられています。今回の工事発注方法を決定する主体である鳥取市として、この提言書中の「高い技術力」とは、具体的にはどのような種類の技術であるとお考えでしょうか。

《回答（１）》

提言書の「高い技術力」とは、免震構造などの先進機能を持つ大規模建築物を、適切な工程管理や工事間調整などを行い短期間で完成させる施工能力を指すものと考えます。

【質問（２）】

同提言書では、庁舎棟建築工事等の三区分の工事は「市内業者に市外業者を加えた共同企業体へ工事発注すべき」とあります。鳥取県内には、鳥取市内の建設業者に匹敵するか、さらに大きい規模の建設業者も数社は存在します。協会としては、この提言書の「市外業者」としては、必ずしも大手ゼネコンのみを対象とするのではなく、これらの市外の県内業者も含めて検討すべきであると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

《回答（２）》

提言書の「市外業者」には、県内業者も含まれています。

【質問（３）】

上の背景説明で述べたように、全国各地の建築工事では大手ゼネコンが主導して入札に参加した結果、発注者側が当初予定よりも高額な工事費に苦しむことになった例が数多く見られます。上で述べた豊洲市場の例や呉市役所新築工事の例に見るように、初回入札を意図的に不成立として、再入札で高額落札したと思われるゼネコンの行動も散見されます。さらに、ゼネコンが主導することによって工事資材と人員の大半が県外調達となり、巨額の工事であっても地元経済の活性化にはつながらない例も多いのです。協会としては、この新本庁舎建設工事では、仮に大手ゼネコンがJVに参加するとしても、極力、ゼネコンに工事の主導権を取らせない方法を検討すべきであると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

《回答（３）》

可能な限り市内業者に発注したいという本市の意向を踏まえたうえで、技術的な面等から、3区分の工事については、市内業者以外の参加も必要だと検討委員会が判断されたものと理解しています。

【質問（４）】

当会においても発注方法を検討した結果、大手ゼネコンの影響を最小限にとどめながらより多くの地元業者が参入可能な発注方法としては、例えば次の三種類があると考えます。

①地元業者３社によりJVを組んで受注

但し、基礎杭、免震ゴム設置を分離発注、

（この部分の工事は、ゼネコンが受注しても専門業者に下受けに出すので、結果的には同じ）

②地元業者３社と免震ゴムメーカーによるJV

施工実績のあるメーカーの専属会社が施工するので、技術的な問題は発生しない。

③地元業者がトップ、２番手にゼネコン

いわゆる「上請け」という方法で、免震ゴム設置までをゼネコンが施工する。

この三種類の案について、市長はどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

《回答（４）》

①基礎杭、免震ゴムは庁舎の一部で、一体となって初めて機能を発揮するものであり、また、一体として発注することで建物全体の信頼性を担保できるものと考えています。

②工事に必要な建設業許可を持った免震ゴム製造企業が、本市の入札参加資格者名簿に登録したうえで、共同企業体の代表者として入札に参加することは、検討委員会の提言においても可能だと考えています。

③共同企業体の代表者は、構成員のなかで最大の施工能力と出資比率の構成員が務めることとされています。庁舎棟建築工事においては、工事施工に必要な能力を持っていれば市内業者でも代表者として参加可能です。その他の構成員については市内業者限定が望ましいと考えています。

【質問（５）】

一社のみのお札や入札前の予定価格の漏えいを防いで、入札における競争性を確保するためには、どのような発注方法が望ましいとお考えでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

《回答（５）》

検討委員会の提言を尊重した入札方式により競争性を確保するとともに、情報管理を徹底することが必要だと考えています。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

総務部 庁舎整備局 （電話番号：０８５７－２０－３０１３）